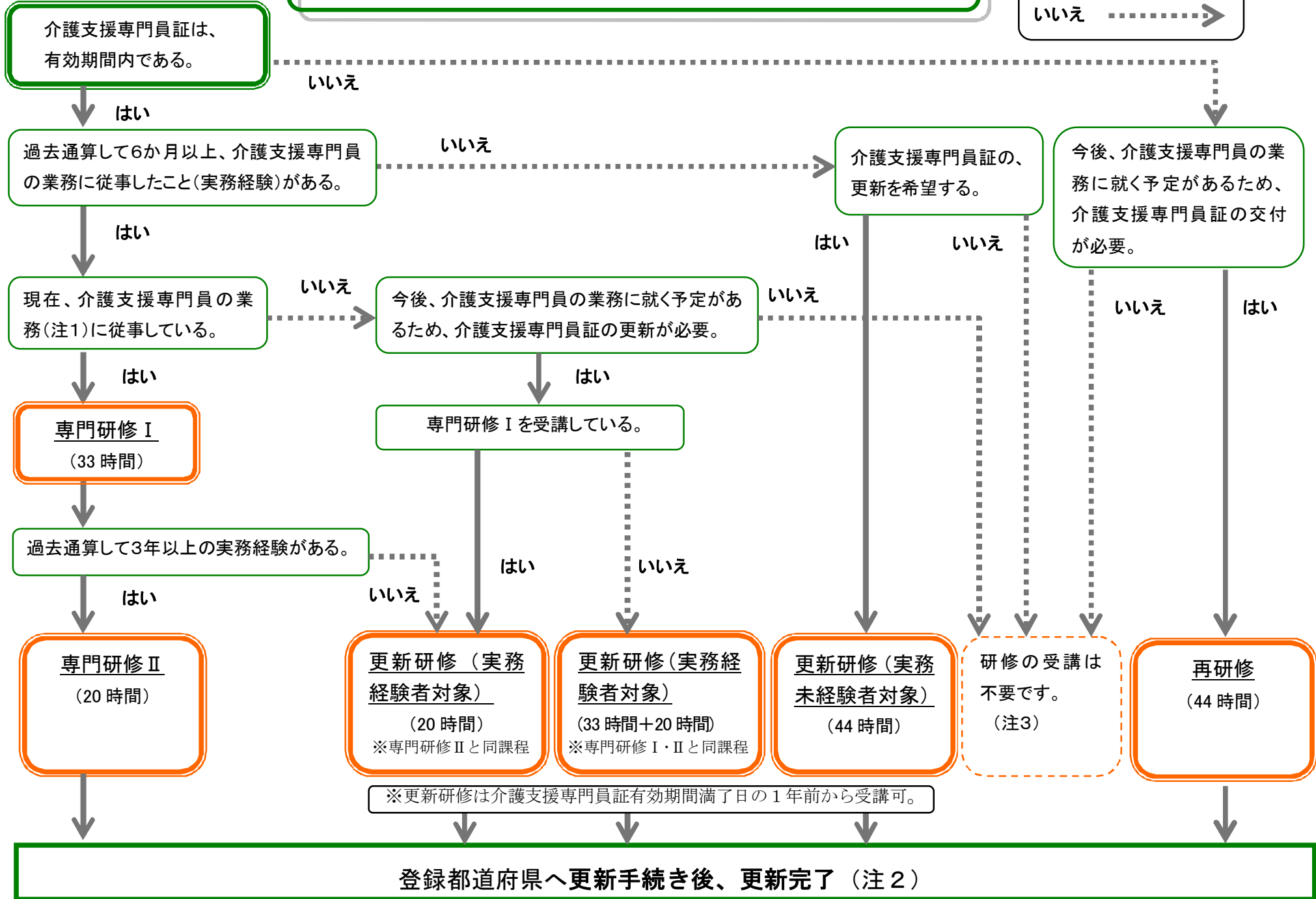


# 介護支援専門員証更新(1回目)のための研修フローチャート

★スタート



※更新研修は介護支援専門員証有効期間満了日の1年前から受講可。

登録都道府県へ更新手続き後、更新完了(注2)

(注1) 介護支援専門員の業務とは、下記の事業所で介護支援専門員として就労し、かつ、ケアプランを作成することを指します。

居宅介護支援事業所  (介護予防) 特定施設入居者生活介護  介護老人福祉施設  介護老人保健施設  介護療養型医療施設  
 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護  (介護予防) 認知症対応型共同生活介護  地域密着型特定施設入居者生活介護  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  介護予防支援事業者

(注2) 介護支援専門員証を更新するためには、介護支援専門員証有効期間更新申請書等の提出が必要です。申請書は、岐阜県のホームページ（高齢者福祉—資格・研修案内—介護支援専門員）からダウンロードできます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/korei/annai/shiensenmonin/toroku.html>

(注3) 有効期間満了日以降に実務に就く予定のない方は、更新研修を受講する必要はありません。有効期間満了日までに更新研修を修了していない場合でも登録が抹消されるわけではなく、従事開始前に再研修（実務研修と同課程）を受講して介護支援専門員証を再取得することにより、実務に就くことができます。（再研修の開催日程にご留意ください。）

## ★お問い合わせ先

### 【更新の手続きについて】

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

電話 058-272-8298

### 【研修の日程確認、申し込みについて】

〒501-1173

岐阜市中2-470（県立寿楽苑内）

岐阜県福祉総合相談センター

電話 058-239-8063